

第2章 リスクコミュニケーションにおける自治体の役割

自治体にはリスクコミュニケーションを促進する役割があり、地域の関係者も自治体にその役割を求めている。

自治体がリスクコミュニケーションを実施する場合、地域における環境リスク管理者としての立場と事業主体としての立場がある。特に、環境リスク管理者としての立場から地域全体のリスクコミュニケーションを主体的に促進する責任がある。

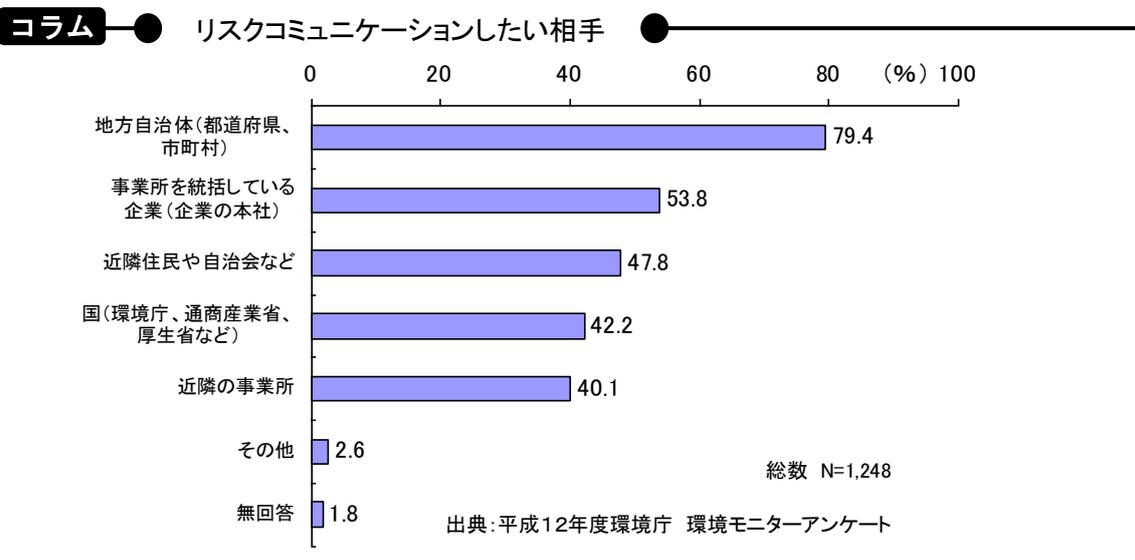
また、リスクコミュニケーションには様々な情報や役割が必要になるが、自治体間の業務補完や連携が重要である。

自治体がリスクコミュニケーションを実施する場合、地域における環境リスク管理者としての立場から実施する場合と、廃棄物処分などの事業主体としての立場があるため、ここでは分けて説明します。

2.1 環境リスク管理者としての役割

これまでの説明で、自治体が地域における環境リスク管理を推進する役割を担っていること、地域における環境リスク管理にはリスクコミュニケーションが不可欠であることから、自治体にはリスクコミュニケーションを促進する役割があることが分かります。

また、環境庁（現環境省）が平成12年度に行った環境モニター・アンケートの調査結果を見ると、リスクコミュニケーションしたい相手として、「地方自治体（都道府県、市区町村）」と答えた人が79.4%と最も多くなっており、地域の関係者は自治体にリスクコミュニケーションを実施することを求めていることが分かります。



そして、自治体はその業務の性質上、以下のような特徴を有していると考えられます。

- ①その地域の環境の状態に精通しており（環境情報の分析、提供役）、
- ②公共の利益の視点を持ち（公正性の確保）、
- ③地域の市民や事業者などとのつながりを持っている（調整役）。

このような自治体の特徴を鑑みれば、地域における環境リスク管理を推進するには、自治体がより主体的にリスクコミュニケーションを促進する役割を果たすことの重要性が理解できます。

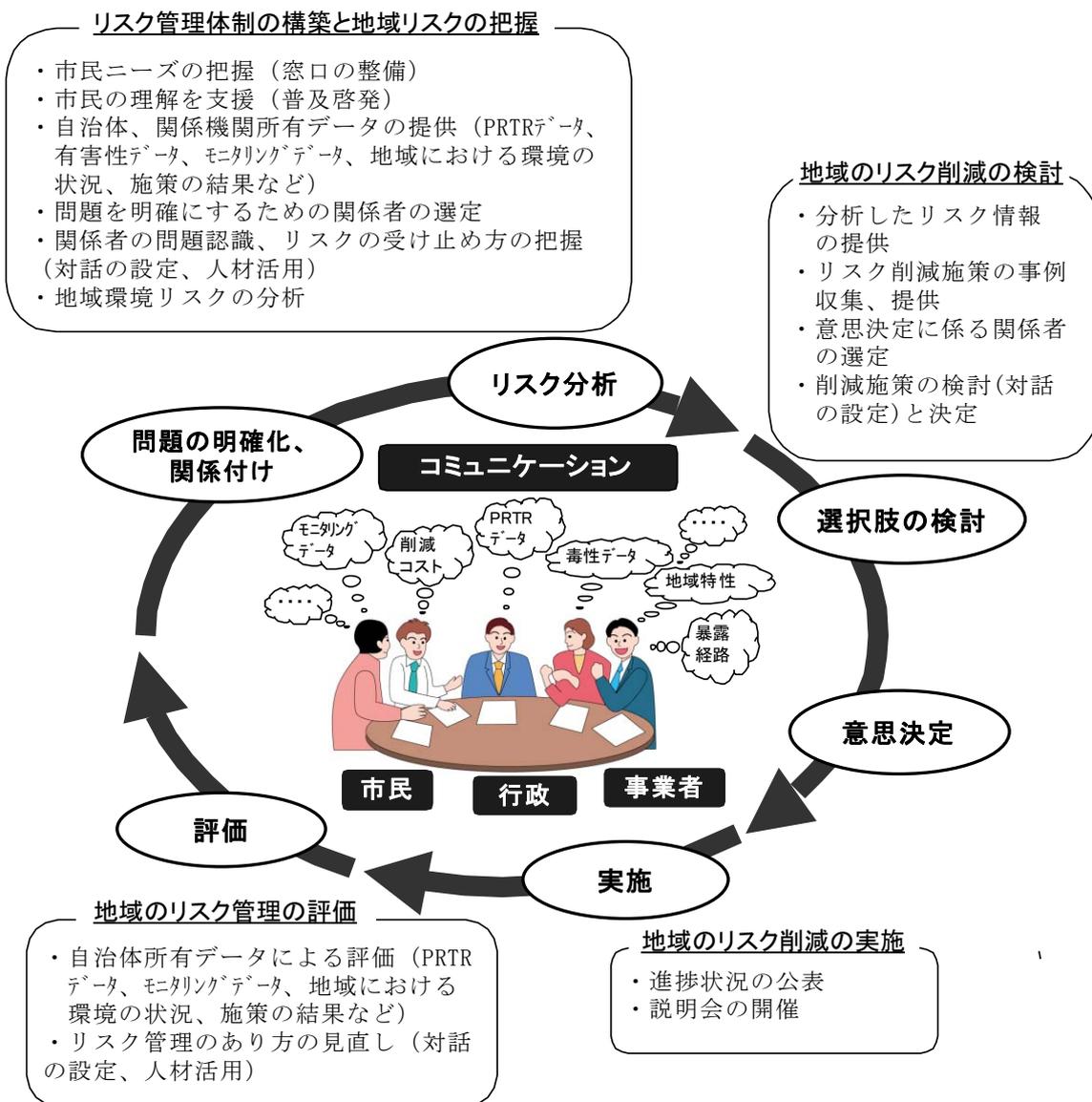


図 2-1 環境リスク管理とリスクコミュニケーションにおける自治体の役割

そこで、自治体には、地域のリスクコミュニケーションを促進するために必要な施策を検討し、必要かつ可能なものから実施していくことが求められます。先に述べたようにリスクコミュニケーションの促進にあたっては、情報の整備、対話の推進、場の提供の3点が必要になります。

これらのどれが欠けても十分なリスクコミュニケーションは進まないと考えられることから、自治体が施策としてリスクコミュニケーションを推進する場合は、以上の3点をバランスよく進めていくことが必要です。

本マニュアルでは、主に地域における環境リスク管理者として自治体が直面するであろうリスクコミュニケーションを分類し、その分類毎に、必要に応じて情報の整備、対話の推進、場の提供について言及しています。

続いて、P R T R制度に係わるコミュニケーションについて記載し、また、事故等におけるコミュニケーションについても記載します。

自治体が環境リスク管理者として行うリスクコミュニケーションは、その対象や情報の流れによって、以下のように分類することができます。

①普及啓発型コミュニケーション

行政が市民や事業者などに対して普及啓発を行う。

②対応型コミュニケーション

市民や事業者などからの問い合わせなどを有効に活用し、地域ニーズの把握およびコミュニケーションに向けた行動を促す。

③促進型コミュニケーション

地域における環境リスク管理者として、関係者間で行われるコミュニケーションを主体的に促進する。

地域における環境リスク管理者としてのリスクコミュニケーション手法などの詳細については、「3. 1」で紹介します。

2.2 事業主体としての役割

自治体を実施している業務の中には、化学物質の環境中への排出に関連しているものも多くあります。例えば、廃棄物焼却炉の排ガスや廃棄物最終処分場（埋立地）からの浸出水などが関連するものとしてあげられますが、これらの施設を整備・運用する自治体は事業主体として、積極的な情報公開と早い段階からコミュニケーションを実施することにより環境汚染の未然防止を図る必要があります。

自治体が事業主体となる場合のリスクコミュニケーションについては、民間の事業者を対象として書かれた「環境リスク管理」や「リスクコミュニケーション手法」などについての書籍を参考にすることができます。しかし、自治体と民間事業者ではその環境リスク管理の視点にはおのずと違いができることに注意が必要です。例えば、民間の事業者がリスクコミュニケーションに期待するのは、地域における持続的な操業を目的として、企業イメージの向上や地域住民との良好な関係を築くことです。一方、自治体は、地域住民との良好な関係を築くことはもとより、リスクコミュニケーションを通じて積極的に関係者の意見などを取り入れ、これを事業に反映することにより、環境汚染の未然防止を図ることが求められます。

事業主体としてのリスクコミュニケーションについては、「3.2」で詳しく紹介します。

2.3 自治体間の役割分担と連携

リスクコミュニケーションを促進するには様々な情報の収集、分析、提供や対話の設置などが必要になります。このため一つの自治体ですべての業務を担うことは多くの場合困難となります。

関係する業務には、国で行う有害性データやPRTRデータなどの整備から、都道府県など比較的大きい自治体が行う河川流域ごとの水質事故対応、地域におけるきめ細かな対応が求められる窓口業務まで多様です。このため、規模の異なる自治体間での業務補完や、自治体同士の横の連携などを意識し、様々なレベルで行われる業務を関連付けて、リスクコミュニケーションの促進に活用することが重要となります。

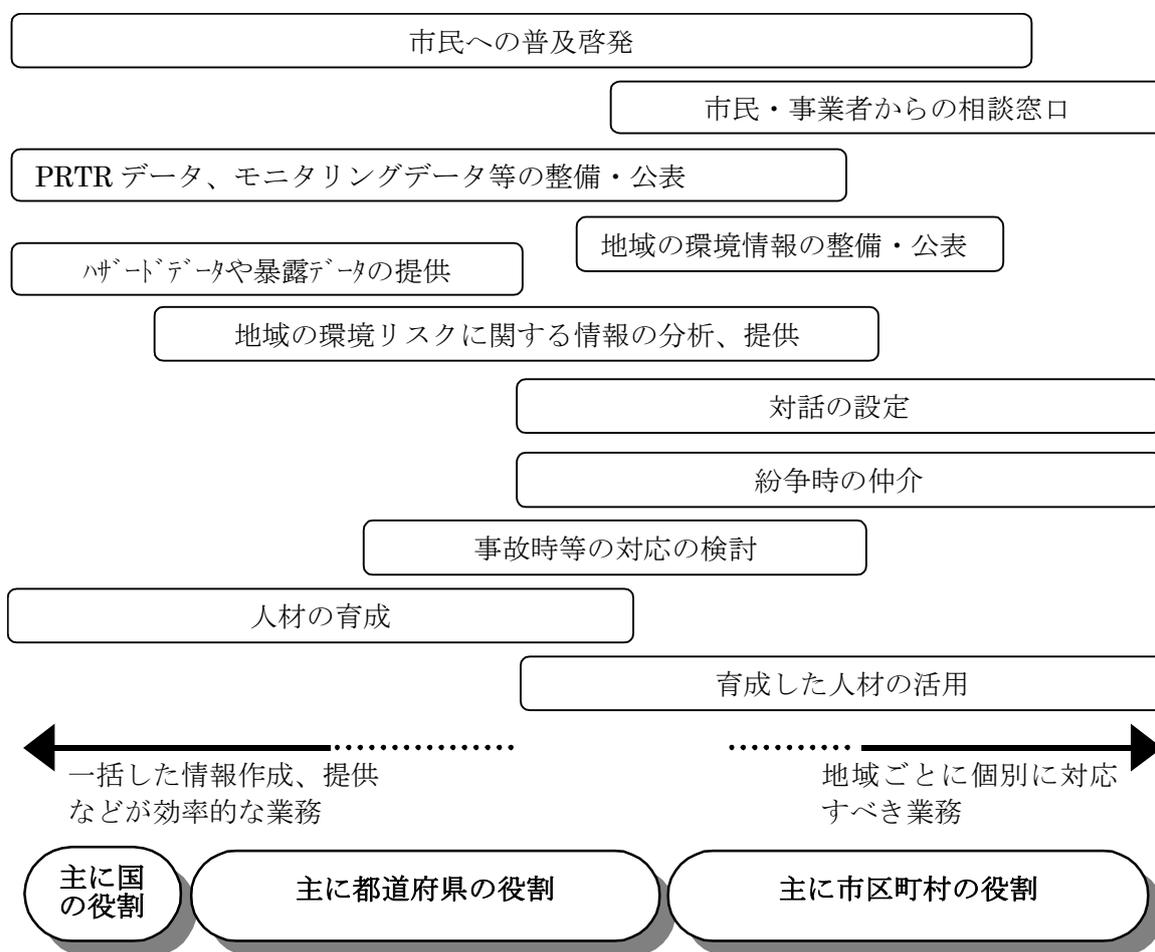


図 2-2 国、自治体間の役割分担